



## 遺言書作成時の留意事項

### 75 才過ぎたら医者診断書

遺言書作成依頼を受けた場合、ご本人の希望をお聞きして遺言書の下書きを作成し、よければ自筆証書遺言書または、公正証書遺言書を作成することになると思います。

一般的には公証役場で作成するものの方が自筆証書よりも信頼性・安全性が高いとされています。

しかし、2013年の高等裁判所の判決によると、そうばかりとも言えない事例があります。

#### 【事例】

被相続人：男性

55 才 全ては妻にという自筆証書遺言書作成

63 才 外科医を引退

81 才 3 月実妹に全財産相続させるという公正証書遺言書作成

4 月妻死亡

82 才 8 月本人死亡

公正証書遺言書が有効なら、全財産は妹のものになるが、弟らが反対し、この遺言の無効を主張。

#### 【判決】

第1審は有効と判断。東京高裁は覆して無効としました。

#### 【裁判所の説明】

判決理由は、被相続人が罹患していたうつ病及び認知症ならびに投与薬剤の影響により、公正証書遺言作成時点で、遺言能力を欠く、というものでした。

判決文の最後に、裁判官は本件公正証書遺言の作成に携わった公証人に対し叱責と表現してもよいほど、公証人の判断について批判しました。

ほかにも公証人が作成した遺言書が無効判決を受けた事実があります。

#### 【某弁護士のアドバイス】

公証人の方は、きちんとご本人の意思確認をされています。

一方、公正証書遺言を作成していても、なお相続争いを完全には防げないという事実もあります。

遺言書を作成する相談を受ける法律家として、後の争いを予防するためにできることのひとつは、75 才を過ぎたら、医師の診断書をもらっておくことだと思います。

「公正証書遺言だって裁判に負けることはあるんだから、診断書は取っておかなくちゃだめだよ！」と。